

第七編 附 屬 書

第一、議事進行規則

一、

亞米利加合衆國大統領ノ招請ニ依リ壽府ニ會合セル會議ハ英國、日本國及合衆國政府ノ代表者ヨリ成ル本會議ハ華府海軍條約ニ依リ開始セラレタル海軍軍備制限ヲ更ニ擴張シ且到達スヘキ決定ヲ具現スル協約ヲ完成シ得ルヤニ付攻究スル目的ヲ以テ會合スルモノナリ

二、

各國ハ各全權委員ニ依リテ代表セラル右全權委員ハ技術的顧問或ハ專門委員、書記官、通譯及速記者ニ依リテ輔佐セラルルコトヲ得

會議議事録ニハ出席者ノ氏名及官位ヲ記載スヘシ

三、

亞米利加合衆國ハ招請國トシテ會議ノ議長ヲ出スヘシ

四、

會議ニ總書記局ヲ置キ米國政府ノ指名セル事務總長及參加各國ノ代表者ヲ以テ組織ス本書記局ハ議長統制ノ下ニ會議議事録ノ調製、會議ノ行政組織及一般ニ會議事務ノ規則的且正確公正ナル執行ノ責ニ任ス

五、

全權委任狀審査委員會ハ參加各國全權委員ノ委任狀ヲ受託シ之ヲ審査スルモノトス必要ニ應シテ專門委員會或ハ副委員會

ヲ各國側ノ協定スル所ニ從ヒ構成スルコトヲ得右委員會若ハ副委員會ノ議長ハ各全權委員間ノ取極ニ依リ決定セラルヘキモノトス

六、

議長缺席ノ場合ニ於テハ他國ノ主席全權カ國名ノ「アルファベット」順ニ依リ且順番ニ司會スルモノトス

七、

參加各國ノ法律専門家ヨリ成ル起草委員會ハ字句ノ修正及會議ノ決定ノ起草ヲ全カラシムル様編成セラルルモノトス

八、

書記局ハ會議ニ於テ公表スヘク決定セル正式公表文ノ發表ノ責ニ任ス

九、

總書記局ノ起草セル假議事録ハ事務總長ノ贊認ヲ經テ出來ル限リ速カニ各國全權側ニ配布セラルヘシ

迅速ヲ尊フ爲右假配布ヲ以テ會議開會劈頭ニ於ケル議事録ノ閱讀ニ代ラシム

假議事録配布後四十八時間以内ニ各國側ヨリ字句ノ變更ヲ要求セラレサルトキハ右議事録ノ文言ハ贊認セラレタルモノト見做ス

第二、全權委任狀審査委員會報告

海軍軍備制限會議總書記局ヨリノ召集ニ依リテ全權委任狀審査委員會ハ六月六日水曜日午前十一時會合セリ委員會ハ左ノ委員ヨリ成ル

米 國 側

ジョージ、エイ、ゴルドン氏

英 國 側

海軍大佐 エイチ、アール、ムーア氏

日 本 側

山 形 清氏

左ノ諸氏ノ全權委任狀ハ審査ノ結果良好妥當ナル形式ヲ具フルモノト認メラル

亞米利加合衆國

ヒュー、ギブソン氏

海軍少將 ヒラリ、ビー、ジョーンズ氏

「グレート、ブリテン」北部愛蘭及英帝國諸地方ニシテ國際聯盟加盟國タラサルモノ

ダブリュ、シイ、ブリッジマン氏

子爵 セシル、オブ、チエルウッド氏

海軍中將 サー、エフ、エル、フィールド氏

加奈陀自治領

イー、ラボアント氏

ダブリュ、エイ、リデル氏

濠太利聯邦

サー、ジェイ、クツク氏

新西蘭自治領

サー、ジェイムス、バール氏

海軍元帥子爵 ジェリコー、オブ、スカバ氏

海軍少將 エイ、エフ、ビール氏

南阿弗利加聯邦

ジェイ、エス、スミット氏

愛蘭自由國

シイ、ビーナール氏

ケイ、オヒギンス氏

ジエイ、エイ、コステロ氏

印度帝國

ダブリユ、シイ、ブリジマン氏

大日本帝國

海軍大將子爵 齋 藤 實氏

子爵 石 井 菊 次 郎 氏

前記全權委任狀ハ署名ノ時迄保管スル爲會議總書記局ノ「ハワード、アール、ハストン」氏ニ寄託セラレ爾後海軍軍備制限會議ノ永久記録ノ一部トセラル

第三、米國提案概要

華府條約ヲ補足スヘキ新條約ハ華府條約ト有効期間ヲ一ニスヘク且同條約諸條項ト同様ナル擴充又ハ改變規定ヲ包含スヘキモノナルコトヲ提案ス締約國ニ於テ海軍力ニ依ル防衛ニ關スル自國安全ノ要件カ四圍ノ狀況ノ變化ニ依リ重大ナル影響ヲ受ケタリト認メタル場合ニ於テハ再議ニ附シ得ヘキ規定ヲ設ケムコトヲ望ム

補助艦制限條項ハ左記艦種ニ依ルヘキモノトス

(イ) 巡 洋 艦

(ロ) 驅 逐 艦

(ハ) 潛 水 艦

(ニ) 制限ヲ受ケサル除外艦種

各艦種ノ合計噸數ニ依ル制限ハ之ヲ現存狀態ヨリ究局ニ於テ各艦種ニ許容セラルヘキ噸數ニ至ル過渡期間ニ處スルニ必要ナル調節ヲ加フヘキモノトス

合衆國ハ各艦種ノ噸數制限ヲ提案スルト共ニ英帝國及ヒ日本國ノ受諾スヘキ程度ニ於テ華府條約ノ原則ニ基ク補助艦各種合計噸數ノ制限ヲ受諾スヘシ

定 義

巡洋艦ハ基準排水量三千噸以上一萬噸ヲ超エサルモノニシテ口徑八吋以上ノ砲ヲ有セサル凡テノ水上軍艦ヲ包含ス
驅逐艦ハ基準排水量六百噸以上三千噸ヲ超エサルモノニシテ十七節以上ノ計畫速力ヲ有スル凡テノ水上軍艦ヲ包含ス
潛水艦ハ水面下ニテ活動スル爲計畫セラレタル凡テノ艦船ヲ包含ス

制限外ノ艦種ハ限定セル戰鬥力ヲ有スル艦船ヲ包含ス本艦種ニ屬スヘキ艦船ノ專門的定義ハ後日之ヲ協定スヘシ

代 換

各艦種ノ代換艦齡ノ限度左ノ如シ

(一) 巡 洋 艦 二十年

(二) 驅 逐 艦 十五年乃至十七年

(三) 潛 水 艦 十二年乃至十三年

各艦種別ニヨル合計噸數制限案

巡 洋 艦

合 衆 國 二十五萬乃至三十萬噸

英帝國 二十五萬乃至三十萬噸
日本國 十五萬乃至十八萬噸

驅逐艦

合衆國 二十萬乃至二十五萬噸
英帝國 二十萬乃至二十五萬噸
日本國 十二萬乃至十五萬噸

潛水艦

合衆國 六萬乃至九萬噸
英帝國 六萬乃至九萬噸
日本國 三萬六千乃至五萬四千噸

巡洋艦及驅逐艦ノ現在噸數ヨリ本案ニ依ル一定噸數ニ至ル過渡期間ニ處スル爲ニハ該過渡期間ニ於テハ現存巡洋艦及驅逐艦ノ各合計噸數ヲ合算シテ取扱ヒ且廢棄セラルヘキ噸數ハ巡洋艦、驅逐艦制限噸數ノ合計ニ超過スルモノタルヘシ

各艦種ノ代艦建造ハ巡洋艦ニ於テハ合計噸數三十萬噸、驅逐艦ニ於テハ合計噸數二十五萬噸ヲ基準トスル各艦種許容最大限ノ範圍内ニ於テノミ許サルヘシ

仍テ本案ノ適用ハ左ノ如クナルヘシ

(イ) 艦齡如何ヲ問ハス巡洋艦及驅逐艦合計噸數ハ常ニ

合衆國 五十五萬噸

英帝國 五十五萬噸

日本國 三十三萬噸

ヲ超過スヘカラス

(ロ) 完成ノ時ヨリ起算シタル艦齡二十年未滿ノ巡洋艦合計噸數ハ

合衆國 三十萬噸

英帝國 三十萬噸

日本國 十八萬噸

ヲ超過スルコトヲ得ス

(ハ) 完成ノ時ヨリ起算シタル艦齡十五年未滿ノ驅逐艦合計噸數ハ

合衆國 二十五萬噸

英帝國 二十五萬噸

日本國 十五萬噸

ヲ超過スルコトヲ得ス

(ニ) 現存巡洋艦及驅逐艦合計噸數カ制限總噸數ニ超過スルトキハ之ヲ廢棄ス

廢棄艦ノ選定ハ當該廢棄國ノ任意トス

許容噸數以内ト雖廢棄艦カ規定艦齡ニ達スル迄ハ是カ代艦ヲ建造スルコトヲ得ス

第四、軍艦分類及制限案表

英國側作製

軍艦型	説明	提案セラレタル制限	備考
戦闘艦及巡洋戦艦 (主力艦) 註一参照	排水量大ナル軍艦ニシテ事實上一艦ニ結合セシメ得ル最大攻撃力、防禦力及行動力ヲ有ス 巡洋戦艦ニ於テハ攻撃力及防禦力ハ或程度迄速力ノ爲犠牲トナル	(イ) 基準排水量最大三萬噸ヲ超エサルヘキコト (ロ) 備砲最大口径十三吋半(三百四十二「ミリメートル」)タルヘキコト	(註一) 戦闘艦、巡洋戦艦、巡洋艦及裝甲海防艦等ノ主要攻撃武器ハ砲及魚雷ナリ此等ハ本分類ニ變更ヲスコトナクシテ機雷、航空機等諸他ノ武器ト併用セラルルコトヲ得
裝甲海防艦 註一参照	特ニ海岸線ノ近海ニ於テ作業スヘク建造セラレタル軍艦ナリ通常武裝重厚ニシテ防禦力大ナルモ速力ニ乏シ	(イ) 基準排水量最大一萬噸(一萬百六十「メートル」)噸 (ロ) 備砲最大口径十二吋(三百五十二「ミリメートル」) (ハ) 計畫速力最大十八節	例ヘハ排水量七千五百噸(七千六百二十「メートル」)噸以上ノ軍艦ニシテ備砲口径六吋(百五十二「ミリメートル」)以上ノモノヲ搭載シ航空機發着ノ甲板ヲ有スルモノハ戦闘艦、巡洋戦艦又ハ裝甲海防艦ノ何レニモ分類シ得ヘシ
巡洋艦	排水量中級ニシテ適度ノ攻撃力及防禦力ヲ有シ加フルニ絶大ナル速力ヲ有ス	(イ) 基準排水量最大限七千五百噸(七千六百二十「メートル」)噸 (ロ) 備砲口径最大限六吋(百五十二「ミリメートル」)	此種軍艦ノ主砲口径六吋ナリトスルモ若シ其ノ排水量二萬五千噸(二萬五千四百「メートル」)噸ヲ超ユルトキハ尙戦闘艦、或ハ巡洋戦艦中ニ數フルヲ得ヘシ尤モ排水量二萬五千噸或ハ其以下ナルトキハ航空母艦トシテ分類スルコトヲ得

航空母艦 註一参照	特ニ且専ラ航空機運搬ノ目的ノ爲ニ設計セラレタル軍艦ナリ航空機ハ此種艦上ニ發着シ得ル様構造セラレ航空機ノ移動作業根據地ノ役ヲナスモノナリ	(イ) 基準排水量最大限二萬五千噸(三萬五千四百「メートル」)噸 (ロ) 備砲最大口径六吋(百五十二「ミリメートル」)	七千五百噸(七千六百二十「メートル」)噸或ハ其以下ノ軍艦ニシテ航空機水上機等ヲ運搬スル裝置アルモ艦上ニ發着裝置ヲ有セサルモノハ巡洋艦中ニ分類スルコトヲ得
驅逐艦(嚮導驅逐艦ヲ含ム)	排水量小ナルモ速力極メテ大ナル軍艦、備砲ノ攻撃力ハ同種ノ艦艇ニ對シテ有效ナルニ止リ魚雷ヲ以テ主タル武器トス尙機雷、飛行機等ヲモ備ヘ得	(イ) 基準排水量制限水雷艇驅逐艦千四百噸(千四百二十二「メートル」)噸 (ロ) 嚮導驅逐艦千七百五十噸(千七百七十八「メートル」)噸 (ハ) 備砲最大口径五吋(百二十七「ミリメートル」)	
水雷艇(海防用「モーターボー」トヲ含ム) 註二参照	驅逐艦ノ小型ナルモノニシテ堪海性ヲ缺ク	(イ) 基準排水量最大限四百噸(四百六十六「メートル」)噸 (ロ) 備砲口径最大限三吋(七十六「ミリメートル」)	(註二) 此艦種ハ四百噸以下ノ水上艦ニシテ魚雷ヲ以テ武器トスル一切ノ艦艇ヲ包含セントスルモノナリ
潛水艦	潛水能力ヲ有スル軍艦即チ見ラルルコトナクシテ行動シ優勢ナル軍艦ヲ不意打チ且之ヲ制肘シ得ルモノナリ主要武器ハ魚雷ナリ	(イ) 大型潛水艦ハ水上ニ於ケル基準排水量ニ最大限千六百噸(千六百二十六「メートル」)噸或ハ小型潛水艦ハ基準排水量最大限六百噸(六百十「メートル」)噸 (ロ) 備砲口径最大限五吋(百二十七「ミリメートル」)	
「スループ」掃海艇其ノ他	速力中級ナル小型軍艦ニシテ向々ニ依リテ沿岸巡邏、護送、掃海等ニ適スルモノナリ	(イ) 基準排水量最大限千五百噸(千五百二十四「メートル」)噸	

河用砲艦 註三參照	特ニ淺キ海及河川ニ於ケル行動ニ適スル様設計セラレタルモノ	(ロ) 備砲口徑最大限五吋(百二十七「ミリメートル」) (ハ) 此種艦艇ハ魚雷ヲ武器トシテ使用シ得ス	(註三) 或國ノ間ニハ國內水路ニ使用セララル巡邏船ニ關シテ若干ノ協定ヲ覆ヘサントスル意思ナク只此等ハ本會議ニ於テ注意セラルルニ過ス
艦隊補助艦艇	艦隊ニ於テ左記補助的能力ヲ以テ服務スル艦艇 燃料供給船 母艦 工作船 救助船 人員、航空機彈藥等ノ運送船	(イ) 基準排水量最大限七百五十噸(七百六十二「メートル」) (ロ) 備砲口徑最大限五吋(百二十六「ミリメートル」) (ハ) 此種艦艇ハ魚雷ヲ武器トシテ使用シ得ス (イ) 排水量ニ關シテハ制限ナシ (ロ) 計畫速力二十節ヲ超ユヘカラス (ハ) 防禦用備砲ハ口徑六吋(百五十二「ミリメートル」)ヲ超ユヘカラス (ニ) 此種艦艇ハ魚雷ヲ武器トシテ使用スヘカラス	

第五、日本提案說明

先ツ本提案ニハ華府海軍條約ニ規定セル主力艦及航空母艦ヲ包含セサル旨注意ス

一、第一條ニ於テ現存既定計畫ニ加フルニ協定期間中新ニ採用スヘキ建造計畫ハ代換建造ノ爲ノミニシテ海軍勢力増加ノ目的ニハ非サルコトヲ明示ス

上記既定計畫ハ日本委員ノ研究ニ據レハ次ノ如シ

- | | |
|-----|--------------|
| 米 國 | 一九二七年春採用ノ計畫迄 |
| 英 國 | 一九二五年夏採用ノ計畫迄 |
| 日 本 | 一九二七年春採用ノ計畫迄 |
- 二、第二條ハ各國ノ海軍勢力ヲ如何ニ決定スヘキカニ關ス其ノ主旨ハ各自噸數ノ決定ニ當リ左ノ四種數字ヲ要素トスヘキニアリ
- A、未タ代換年齡ニ達セサル現存艦艇ノ噸數
- B、建造中ノ艦艇ノ計畫噸數
- C、既定計畫中ニアリテ未タ起工セサル艦艇ノ計畫噸數
- D、既定計畫遂行中代換年齡ヲ超過スヘキ噸數

更ニ説明スレハ本協定ノ成立ハA及Bヲ基礎トシ其間C及Dヲ考慮ニ入ルヘキナリ此主旨ノ下ニ到達スルコトアルヘキ協定ノ簡單ナル一例ハ「+50+100」ノ定則ヲ以テ海軍勢力ヲ決定スルカ如シ噸數ノ計算及勢力ノ決定ハ水上補助艦並潛水艦ノ二艦種ニ區別シテ行ハサルヘカラス

三、第三條ニ於テハ制限範圍外ニ置カルヘキ艦艇ヲ舉ク

- A、排水量七百噸以下ノ小艦艇ハ耐海性並行動區域著シク限定セラレ近代武器トシテ沿岸防備以上ノ用途ニ何等使用スルヲ得ス從テ水上艦タルト潛水艦タルトヲ問ハス本協定ヨリ之ヲ除外セリ
- B、艦隊補助艦船、小型砲船ノ如キ速力、武裝ニ制限アリ戰列ニ加ハラサル艦艇モ亦本協定ヨリ之ヲ除外セントス二十節以下ニシテ六吋砲四門以下ヲ有スル艦艇ハ目下ノ狀況ニ於テハ右艦艇ニ屬スルモノト思考ス
- C、一萬噸以下ノ航空母艦ハ未タ試驗用若クハ練習用タルニ過キス尙ホ公海ニ於ケル其ノ實效モ未知ナリ從テ確定ノ

戰闘力ヲ有スル巡洋艦及他ノ水上艦ト同様ノ方法ニテ之ヲ制限ニ附スヘキニ非ス

四、第四條ニ掲ケタル代換年齡ハ從來ノ實驗上及舊艦維持ノ經濟ノ見地ヨリ見テ割出シタルモノナリ

代換年齡ハ斯ノ如クシテ定ムト雖モ歐洲戰爭ニ因リ或諸國ハ艦齡未滿ノ或艦種ノ艦艇ヲ比較的二多數有シ從テ他艦種トノ釣合上新ニ造艦スルノ要アルコトアルヘキヲ考慮シ斯カル場合ニハ艦齡未滿ノ艦艇ノ若干噸數ニ付代換ヲ認ムルコト豫期セラル他方艦齡未滿ナルモ事實上不良狀態ニ在ル艦艇ニシテ代換年齡ヲ已ニ超過セル艦艇ノ代換ニ先達チ代換スルノ必要ナル場合アルヘキコトモ亦之ヲ考慮ス

五、代換セラレタル艦艇ハ何等カノ方法ニ依リ之ヲ處分セサルヘカラス廢棄ハ最モ誤リ無キ方法ナリト雖代換セラレタル或舊艦ヲ戰闘用以外ノ任務ニ充テ若クハ第二條(B)ノ規定ニ適合スル爲速力武裝ヲ輕減シテ之ヲ保有スルノ餘地ヲ存シ置クヲ必要トスル場合アルヘシ尙ホ協定セラレタル各國海軍勢力ヲ超過スル噸數存在ノ場合ニハ之ヲ適當ニ處分セサルヘカラス之等ノ艦艇ニ對シテモ已ニ述ヘタル處分方法ヲ適用スルヲ得此等ノ場合ニハ各國ノ國情ヲ考慮シ適當ナル例外ヲ認ムルノ要アルヘシ何レニスルモ更ニ研究ノ後決定セサルヘカラス

六、一時ニ多數ノ艦艇代換年齡ニ達シ之ヲ同時ニ代換スル時ハ急激ニ新勢力ヲ増加スルニ至ルヘク又其ノ結果タルヤ一時ニ軍費ノ大膨脹トナルヘシ各國ニ取リテハ多年ニ互リ代換スルヲ一層便益トスヘシ尙ホ毎年度ノ製艦量ヲ出來得ル限リ齊一ニスルハ國家財政ノ見地ヨリノミナラス産業及社會政策ノ見地ヨリスルモ一層望マシト思考ス此等ノ點ヲ考慮シ代換ノ遂行ニ關シ適當ナル規定ヲ設ケ度キ次第ナリ

第六、日本及米國ノ水上補助艦及潛水艦隻數及噸數

(一九二七年六月二十日日本提案第二節參照)

一九二七年六月二十日現在トシテ編纂日本側作成

艦 上 水	合 計	A		B		A + B		C		D		A + B + C + D	
		三千噸以上	二千噸以下	八隻	七隻	三〇隻	二〇、〇〇〇噸	二隻	一四隻	三隻	二五隻	一九隻	二九隻
潛 水 艦		四二隻	一一三隻	五五隻	一一七隻	一一隻	一、四〇〇噸	七隻	一、四〇〇噸	七隻	一、四〇〇噸	七隻	七〇九三噸
水 艦		二二隻	八隻	三〇隻	二〇、〇〇〇噸	二隻	一三、二〇〇噸	三隻	二五隻	一九隻	二九隻	一九隻	二九隻
上 艦		一〇五、九六噸	七四、一〇〇噸	一八〇、一六五噸	二〇、〇〇〇噸	二隻	一三、二〇〇噸	三隻	二五隻	一九隻	二九隻	一九隻	二九隻
合 計		一八、六三〇噸	九、六〇〇噸	二八三、四五〇噸	四三、八〇〇噸	三五、八〇〇噸	二九、七〇〇噸	二九、七〇〇噸	二九、七〇〇噸	二九、七〇〇噸	二九、七〇〇噸	二九、七〇〇噸	二九、七〇〇噸

備 考

A、代換年齡ニ達セサル現有既成艦

B、現ニ建造中ノ艦艇

C、未タ起工セサルモ協賛ヲ經タル建造計畫中ニ含マル艦艇

D、右建造計畫遂行中代換年齡ヲ經過スヘキ艦艇

日本案ニ依レハ次ノ噸數ハ米國海軍力ニ編入サル此噸數ハ完成、建造中及協賛濟ニ分チ艦種別ニヨリ完成ノ年ニヨリ配合セラル

艦種	水上艦 (建造中)	總噸數	完成ノ年
巡洋艦	二	二〇、〇〇〇	一九二九
合 計	六	六〇、〇〇〇	一九三〇
驅逐艦	八	八〇、〇〇〇	
水上艦 (協賛濟)			
總噸數	二〇、四〇〇		
一九一六年協賛濟、實際ノ噸數未定ナリ			
艦種	水上艦 (完成)	總噸數	完成ノ年
巡洋艦	五	三三、〇〇〇	一九二三
同	四	二六、四〇〇	一九二四
同	一	六、六〇〇	一九二五
合 計	一〇	六六、〇〇〇	
驅逐艦	七	五、九一八	一九一五
同	八	七、一八一	一九一六
同	五	四、五八六	一九一七
同	五〇	五〇、六一八	一九一八

艦種	水上艦 (建造中)	總噸數	完成ノ年
巡洋艦	二	二〇、〇〇〇	一九二九
合 計	六	六〇、〇〇〇	一九三〇
驅逐艦	八	八〇、〇〇〇	
水上艦 (協賛濟)			
總噸數	二〇、四〇〇		
一九一六年協賛濟、實際ノ噸數未定ナリ			
艦種	水上艦 (完成)	總噸數	完成ノ年
巡洋艦	五	三三、〇〇〇	一九二三
同	四	二六、四〇〇	一九二四
同	一	六、六〇〇	一九二五
合 計	一〇	六六、〇〇〇	
驅逐艦	七	五、九一八	一九一五
同	八	七、一八一	一九一六
同	五	四、五八六	一九一七
同	五〇	五〇、六一八	一九一八
同	一九	一五、四八〇	一九二三
同	八	七、一二六	一九二二
同	四	三、二三六	一九二一
同	九	七、六七九	一九二〇
同	二	一、六二四	一九一九
潛水艦			
艦種	潛水艦 (完成)	噸數	完成ノ年
「メルヴィル」		六、一七五	一九一五
「ヘンダーソン」		八、六六〇	一九一七
「イサベル」		七一一	一九一七
「ホイットニー」	備砲協賛濟ナルモ	九、七八〇	一九二四
「ドット」	未タ備付ラレス	九、七八〇	一九二四
「ホランド」		九、八〇七	一九二六
合 計		四四、九一三	
其他ノ水上艦名			
合 計	二八〇	二八七、五六〇	
同	一〇五	一〇八、六〇九	一九一九
同	七三	七七、〇七七	一九二〇
同	二九	三〇、四一八	一九二一
同	三	三、一五三	一九二二

同	八	七、七三〇	一九二四
同	五	五、三四〇	一九二五
同	一	一、九六〇	一九二六
合 計	五六	五〇、一七五	
艦 種	潛 水 艦 (建造中)	噸 數	完 成 ノ 年
潛 水 艦	一	二、七六九	一九二七
同	一	二、八二二	一九二八
同	一	二、八二二	一九二九
合 計	三	八、四一三	
艦 種	潛 水 艦 (協賛濟)	噸 數	完 成 ノ 年
潛 水 艦	三	八、四六六	
潛 水 艦 總噸數	六七、〇五四		

第七、專門委員會—幹部會へノ第一回報告書

壽府 一九二七年七月八日

一九二七年六月二十一日任命セラレタル專門委員會ハ六月二十二日會合シ爾來九回ノ會合ヲ行ヘリ
專門委員會ハ茲ニ三國側代表者ノ表示シタル意見並委員會ノ到達シタル假協定ヲ記載セル報告書ヲ提出ス

六月二十七日月曜日日本委員會ハ一般の討議ノ便ニ資スル爲海軍水上補助戰闘艦艇ヲ二種ニ分ツコトニ同意セリ尤モ右ハ日本側ノ要求スルカ如ク後日右二艦種ノ包括的總噸數ニ付討議ヲ行フコトヲ妨クルモノニ非ス
右艦種討議ノ順序左ノ如シ

- 一、A 艦種 (巡洋艦級)
- 二、B 艦種 (驅逐艦級)
- 三、潛水艦級

A 艦種—巡洋艦級

六月二十八日專門委員會ノ會合ニ於テ巡洋艦級ノ討議アリ米國側ハ總會ニ提議セル巡洋艦級二十五萬乃至三十萬噸案ヲ再說シ華府條約ノ主義ニ基キ他國カ同艦種ニ付受諾スヘキカ如キ低キ噸數ヲ受諾スヘキヲ附言セリ
英國側ハ巡洋艦ニ付二種ノ區別ヲ設ケ一ハ八吋砲ヲ有スル一萬噸巡洋艦ノ一定隻數、一ハ口徑六吋砲ヲ最大限度トスル最大單艦排水量七千五百噸巡洋艦ノ一定隻數トセムコトヲ提議シ英國ハ一萬噸八吋巡洋艦ニ付テハ十五隻六吋砲搭載小型巡洋艦ニ付テハ十五隻ヲ必要トシ尙ホ若シ之ニ小型航空母艦及水雷敷設艦ヲ包含セシムルトキハ更ニ巡洋艦級ノ艦艇五隻ヲ要求スヘシト述ヘタリ茲ニ於テ日米兩國側ハ英國提案ヲ攻究スルコトニ同意セリ討議ノ結果巡洋艦ノ二種類ヲ攻究スルコトニ一般的假協定成立セリ

右會合ニ引續キ巡洋艦問題ニ關シ各國代表間ニ幾多ノ非公式會談行ハレ七月五日ニ至リ專門委員會ハ再ヒ本件ヲ考慮シ同日本問題ハ再開セラル而シテ米國側ハ已ニ提出セラレタル他國提案ニ照シ考慮スルノ用意アリシ原案ニ付修正ヲ表示スル一ノ陳述ヲナセリ

巡洋艦級ノ討議ニ當リ日本側ハ同艦種總噸數ニ付何等提議スル所ナカリシモ巡洋艦ノ最大排水量ヲ約八千噸 (八吋砲) ニ迄低下スルノ用意アリト述ヘタリ

委員會ハ各國全權ヲシテ巡洋艦問題ヲ之迄行ハレタル討議ノ模様ニ照シテ考慮セシムル爲休會セリ

B 艦種—驅逐艦級

六月二十九日及三十日B 艦種（驅逐艦級）ノ討議ヲ行ヘリ但日本側ハ水上補助戰艦艇ヲ一艦種トシテ討議スルノ權利ヲ留保セリ

米國側ハ本艦種ノ性能ニ付討議ヲ行フニ先チ總噸數問題ヲ決定セムコトヲ提議セリ日本側ハ本艦種ノ性能ヲ討議スルコトニ同意セルモ總噸數若ハ隻數ノ問題ハ各國首席全權ノ決定ニ委スヘシトノ意見ヲ表示セリ本艦種ノ性能討議中左記諸案提出セラレタリ

英國側提案

- (a) 嚮導驅逐艦ノ最大單艦排水量ハ一、七五〇噸トス
- (b) 驅逐艦ノ最大單艦排水量ハ一、四〇〇噸トス
- (c) 砲ノ最大口徑ハ五吋トス
- (d) 代換年齡限度ハ二十年トス

米國側提案

- (a) 嚮導驅逐艦ノ最大單艦排水量ハ二、〇〇〇噸トス
- (b) 驅逐艦ノ最大單艦排水量ハ一、五〇〇噸トス
- (c) 代換年齡限度ハ十六年トス

日本側提案

- (a) 嚮導驅逐艦ニ付テハ提案ナシ
- (b) 驅逐艦ノ最大單艦排水量ハ一、五〇〇噸トス

(c) 代換年齡限度ハ十二年トス
驅逐艦級ノ性能ニ關シ左ノ通合意成レリ

- (a) 嚮導驅逐艦ノ最大單艦排水量ハ一、八五〇噸トス
- (b) 驅逐艦ノ最大單艦排水量ハ一、五〇〇噸トス
- (c) 砲ノ最大口徑ハ五吋トス
- (d) 代換年齡限度ハ十六年トス
- (e) 一切ノB 艦種艦艇ハ單艦排水量一、五〇〇噸ヲ超ユルヲ得ス但本艦種ニ屬スル艦艇總噸數ノ一割六分ヲ超ヘテ單艦排水量一、五〇〇噸ノ艦艇ヲ建造スルヲ得ス
- (f) 水上補助戰艦艇ノA 艦種（巡洋艦級）トB 艦種（驅逐艦級）トノ區別ハ左ノ如シトス
- A 艦種（巡洋艦）ハ制限免除艦艇ヲ除キ單艦排水量一、八五〇噸乃至一萬噸ノ一切ノ水上戰艦艇ヲ包含ス
- B 艦種（驅逐艦）ハ制限免除艦艇ヲ除キ單艦排水量六百乃至一、八五〇噸ノ一切ノ水上戰艦艇ヲ包含ス
- (g) 噸トハ華府基準噸ヲ云フ

米國側ハ差當リ驅逐艦級ノ隻數若ハ總噸數ニ付一定數字ヲ擧ケサルコトトシ又專門委員會ニ於テ到着シタル如何ナル合意モ巡洋艦級ノ總噸數及現狀ヨリ條約ニ定ムル狀態ニ移ルノ措置ニ付決定成ル迄ハ暫定的ナルヘキ旨述ヘタリ

英國側ハ驅逐艦級ニ付二二、六〇〇噸ヲ要求シ内二九、六〇〇噸迄ハ單艦排水量一、五〇〇噸ヲ超ユル艦艇ヲ建造シ得ヘシ但此等ノ數字ハ潛水艦ニ付最終的合意ナル迄ハ暫定的ナリト述ヘタリ

日本側ハ驅逐艦級ノ總噸數ニ關スル提案ハ未タ準備ヲ了セスト述ヘタリ

潛 水 艦

潛水艦問題ハ七月一日及二日專門委員會ニ於テ討議セラレ

米國側ハ總會ニ提出シタル原案ヲ再說セリ

英國側ハ潛水艦ニ付二種ノ區別ヲ設ケ第一種ハ單艦排水量一、〇〇〇噸乃至一、六〇〇噸第二種ハ單艦排水量六〇〇噸以下ノ潛水艦ヲ包含シ兩艦種備砲ノ最大口徑ハ五吋タルヘキヲ提議セリ

潛水艦級ノ討議中英國側ハ大型艦ニ付四十乃至四十五隻小型艦ニ付十五乃至二十隻何レノ場合ニモ合計六十隻ヲ要求スルハ有リウルコトナル旨及潛水艦級ノ總噸數ハ協定單艦排水噸數ノ限度ニ依リ七六、〇〇〇乃至八一、〇〇〇噸ナルヘキ旨述ヘタリ

米國側ハ潛水艦ヲ二種ニ區別スルコトニ反對シ日本側モ七〇〇噸以下ノ潛水艦カ制限ヨリ除外セラルルニ非サル限り右區別ニ反對セリ潛水艦級ノ性能ニ關シ左ノ通合意成レリ

(a) 潛水艦水上排水量ノ計算ニ依ルヘキ方法左ノ通

「潛水艦ノ基準排水量トハ工事完成シ乗員ヲ充實シ機關ヲ据付ケ且航海準備(一切ノ武器彈藥、齊備品、艤裝品、乗員用ノ糧食及各種需品並戰時ニ於テ裝備スヘキ各種ノ要具ヲ含ム)完成シ唯燃料、機械油、清水又ハ一切ノ「バラスト」用水ヲ搭載セサル艦ノ水上排水量(非防水部ノ水ヲ除ク)ナリ」

(b) 潛水艦ノ最大單艦水上排水量ハ一、八〇〇噸トス

(c) 潛水艦ニ搭載スヘキ砲ノ最大口徑ハ五吋トス

(d) 本艦種ノ代換年齡限度ハ十三年トス

(e) 潛水艦ニ付テハ制限免除艦ヲ設ケス

備考

日本側ハ排水量七百噸以下ノ潛水艦ヲ制限ヨリ除外スヘシトノ提案ヲ撤回セリ但本艦種ノ總噸數割當ニ當リ日本ニ特別ノ考慮ヲ拂フヘキコトヲ條件トス

制限免除艦

海軍水上補助艦艇ノ制限免除艦種ニ付テハ六月二十七日討議ヲ行ヒ左ノ通合意成レリ

(a) 基準排水量六百噸以下ノ一切ノ海軍水上戰關艦艇ハ制限ヨリ除外ス

(b) 單艦基準排水量六百乃至二千噸ノ一切ノ海軍水上戰關艦艇ハ何等制限ヲ受ケサルヘシ但次ノ如キ性能ノ何レニテモ之ヲ有セサルコト

一、口徑六吋ヲ超ユル砲ヲ搭載ス

二、口徑三吋ヲ超ユル砲四門以上搭載ス

三、魚雷發射裝置ヲ有ス

四、計畫速力十八節ヲ超ユ

(c) 特ニ戰關艦艇トシテ建造セルニ非ス又戰關用トシテ平時政府ノ管理ニ歸シタルニモ非スシテ艦隊任務、運送船又ハ其他ノ戰關艦艇トシテ以外ノ目的ノ爲ニ使用セラルル一切ノ海軍艦艇ハ之ヲ制限スヘカラス但左記性能ノ何レニテモ之ヲ有セサルコト

一、口徑六吋ヲ超ユル砲ヲ搭載ス

二、口徑三吋ヲ超ユル砲四門以上搭載ス

三、魚雷發射裝置ヲ有ス

四、計畫速力十八節ヲ超ユ

五、裝甲艦

六、機雷敷設裝置ヲ有ス

七、空中ヨリ飛行機ノ着艦裝置ヲ有ス

八、飛行機發射裝置ヲ中央線上ナラハ一基、舷側ナラハ各舷一基宛即チ二基以上有ス
(d) 特殊型ノ或現存艦艇ハ相互ノ合意ニ依リ艦名ヲ指示シテ制限ヨリ之ヲ除外ス

航空母艦級

小型航空母艦問題討議セラレタルモ右ハ將來ノ討議ニ讓ルコトナレリ

一般事項

新建造ニ依ル代換ニ對シ協定セラレヘキ年限ハ華府條約最終批准期日タル一九二三年八月十七日以後起工セル一切ノ艦種ノ艦船ニノミ適用スヘシトノ合意成レリ

各艦種ノ性能討議ノ都度到達セル一切ノ合意ハ之ヲ暫定的ト見做スヘク又米國側ノ關スル限り右合意ノ確立ハ一切ノ艦種ノ各總噸數制限ニ關スル最終的協定ノ成立ニ懸ルモノナルコトニ決定セリ

本委員會ニ代リ署名

(委員長、海軍中將 エフ、エル、フィールド)

第八、專門委員會―幹部會ヘノ第一回報告書

(幹部會ニ於テ修正シ新聞ニ發表シタルモノ)

壽府、一九二七年七月八日

一九二七年六月二十一日任命セラレタル專門委員會ハ六月二十二日ニ會合シ爾來九回ノ會合ヲ行ヘリ

專門委員會ハ茲ニ三國代表者ノ表示シタル意見並協定假勸告ヲ記載セル報告書ヲ提出ス

六月二十七日月曜日本委員會ハ一般討議ノ後討議ノ便ニ資スル爲海軍水上補助戰闘艦艇ヲ二種ニ分ツコトニ同意セリ尤モ右ハ日本側ノ要求スルカ如ク後日右二艦種ノ包括的噸數ニ付討議ヲ行フコトヲ妨クルモノニ非ス

右艦種討議ノ順序左ノ如シ

- 一、A 艦種 (巡洋艦級)
- 二、B 艦種 (驅逐艦級)
- 三、C 艦種 (潛水艦級)

A 艦種―巡洋艦級

六月二十八日專門委員會ノ會合ニ於テ巡洋艦級ノ討議アリ米國側ハ總會ニ提議セル巡洋艦級二十五萬噸乃至三十萬噸案ヲ再說シ且華府條約ノ主義ニ基キ他國側カ同艦種ニ付受諾スルコトアルヘキカ如キ一層低キ噸數ヲ受諾スヘキヲ附言セリ英國側ハ巡洋艦ニ付二種ノ區別ヲ設ケ一ハ八吋砲ヲ有スル一萬噸巡洋艦ノ一定隻數、一ハ口徑六吋ヲ超ヘサル備砲ヲ有スル最大單艦排水量七千五百噸巡洋艦ノ一定隻數トセムコトヲ提議シ英國ハ八吋砲巡洋艦十五隻、六吋砲搭載小型巡洋艦五十五隻ヲ必要トシ若シ本艦種ニ小型航空母艦及水雷敷設艦ヲ包含セシムルトキハ更ニ五隻ヲ要求スヘシト述ヘタリ日米兩國側ハ本專門委員會ニ於ケル討議ノ進捗ヲ計ルノ目的ヲ以テ英國提案ヲ攻究スルコトニ同意セリ

各國代表間ニ幾多非公式會談ノ行ハレタル後ヲ受ケ七月五日巡洋艦問題ハ專門委員會ニテ再開セラル而シテ米國側ハ已ニ提出セラレタル他國提案ニ照シ考慮スルノ用意アリシ原案ニ付或修正ヲ表示セリ巡洋艦級ノ討議ニ當リ日本側ハ其ノ總噸數ニ付何等提議スル所無カリシモ巡洋艦ノ最大排水量ヲ約八千噸ニ迄低下スルノ用意アルモ八吋砲ノ搭載ニ付テハ自由ナルヘキ旨述ヘタリ

委員會ハ各國代表ヲシテ巡洋艦問題ヲ一層考慮セシムル爲休會セリ

B 艦種―驅逐艦級

B 艦種 (驅逐艦級)ノ討議ハ六月二十九日及三十日ニ行ヒ日本側ハ水上補助戰闘艦艇ヲ一艦種トシテ取扱フノ權利ヲ留保セリ

米國側ハ本艦種ノ總噸數ハ性能ノ討議ニ先達チ決定セムコトヲ提議セリ日本側ハ本艦種ノ性能ヲ討議スルコトニハ同意セ
ルモ本艦種ノ噸數若クハ隻數ニ關スル決定ハ各國全權ニ之ヲ委スヘシトノ意見ヲ表示セリ

性能ノ討議中左記諸案提出セラレタリ

英國側提案

- (a) 嚮導驅逐艦ノ最大單艦排水量ハ一、七五〇噸トス
- (b) 驅逐艦ノ最大單艦排水量ハ一、四〇〇噸トス
- (c) 砲ノ最大口徑ハ五吋トス
- (d) 代換年齡限度ハ二十年トス

米國側提案

- (a) 嚮導驅逐艦ノ最大單艦排水量ハ二、〇〇〇噸トス
- (b) 驅逐艦ノ最大單艦排水量ハ一、五〇〇噸トス
- (c) 代換年齡限度ハ十六年トス

日本側提案

- (a) 嚮導驅逐艦ニ付テハ提案無シ
 - (b) 驅逐艦ノ最大單艦排水量ハ一、五〇〇噸トス
 - (c) 代換年齡限度ハ十二年トス
- 驅逐艦級ノ性能ニ關シ左記暫定勸告成立セリ
- (a) 嚮導驅逐艦ノ最大單艦排水量ハ一、八五〇噸トス
 - (b) 驅逐艦ノ最大單艦排水量ハ一、五〇〇噸トス

(c) 砲ノ最大口徑ハ五吋トス

(d) 代換年齡限度ハ十六年トス

(e) B 艦種艦艇ノ單艦排水量ハ一、五〇〇噸ヲ超ユルヲ得ス但シB 艦種艦艇總噸數ノ一割六分迄ハ排水量一、五〇〇
噸ヲ超過シ一、八五〇噸未滿ノ艦艇ヲ建造スルヲ得

(f) 水上補助戰艦艇ノA 艦種(巡洋艦級)トB 艦種(驅逐艦級)トノ境界線ハ左ノ如シトス

A 艦種(巡洋艦)ハ制限免除艦艇ヲ除キ單艦排水量一、八五〇乃至一、〇〇〇噸ノ水上戰艦艇ヲ包含ス

B 艦種(驅逐艦)ハ制限免除艦艇ヲ除キ單艦排水量六〇〇乃至一、八五〇噸ノ水上戰艦艇ヲ包含ス

(g) 排水量ハ華府條約ニ所定ノ標準狀態ニ從ヒ計算ス

米國側ハ差當リ驅逐艦級ノ隻數若クハ總噸數ニ付一定數字ヲ舉ケサルコトセル旨述ヘタリ 上記暫定勸告ヲ基礎トシ英
國側ハ驅逐艦級ニ付二二一、六〇〇噸ヲ要求シ内二九、六〇〇噸迄ハ單艦排水量一、五〇〇噸ヲ超ユル艦艇ヲ建造シ得ヘシ
但此等ノ數字ハ潛水艦ニ付最終の合意成ル迄ハ暫定的ナリト述ヘタリ

日本側ハ驅逐艦級ノ總噸數ニ關シ何等提案ヲナササルコトセル旨述ヘタリ

C 艦種——潛水艦級

潛水艦問題ハ七月一日及二日専門委員會ニ於テ討議セラル米國側ハ總會ニ提出シタル原案ヲ再說セリ

英國側ハ潛水艦ニ付二種ノ區別ヲ設ケ大型ハ單艦排水量一、〇〇〇噸乃至一、六〇〇噸小型ハ排水量六〇〇噸以下ノ一切
ノ潛水艦ヲ包含シ兩型共砲ノ最大口徑ハ五吋トシテ代換年齡ハ一五年タルヘキヲ提議セリ

潛水艦級ノ討議中英國側ハ大型艦ニ付四十乃至四十五隻小型艦ニ付十五乃至二十隻其何レノ場合ニ於テモ合計六十隻ヲ要
求スルハ有リ得ルコトナル旨及潛水艦ノ總噸數ハ協定最大排水量ニ從ヒ七六、〇〇〇乃至八一、〇〇〇噸ナルヘキ旨述ヘ

タリ

米國側ハ潛水艦ヲ二種ニ區別スルコトニ反對シ日本側モ排水量七〇〇噸以下ノ潛水艦カ制限ヨリ除外セラルルニ非サル限
リ右區別ニ反對セリ

潛水艦級ノ性能ニ付左記暫定的勸告成立セリ

(a) 潛水艦水上排水量ノ計算ニ付依ルヘキ方法左ノ通

潛水艦ノ基準排水量トハ工事完成シ乗員ヲ充實シ機關ヲ据付ケ且航海準備(一切ノ武器彈藥、齊備品、艤裝品、乗員
用ノ糧食及各種需品並戰時ニ於テ裝備スヘキ各種ノ要具ヲ含ム)完成シ只燃料、機械油、清水若クハ一切ノ「パラス
ト」用水ヲ搭載セサル艦ノ水上排水量(非防水部ノ水ヲ除ク)ナリ

(b) 潛水艦ノ最大單艦水上排水量ハ一、八〇〇噸トス

(c) 潛水艦ニ搭載スヘキ砲ノ最大口徑ハ五吋トス

(d) 本艦種ノ代換年齡限度ハ十三年トス

(e) 潛水艦ニ付テハ制限免除艦ヲ設ケス

備考、日本代表ハ排水量七〇〇噸以下ノ潛水艦ヲ制限ヨリ除外スヘシトノ提案ヲ撤回セリ但シ本艦種ノ總噸數割當ニ
當リ日本ニ特別ノ考慮ヲ拂フヘキコトヲ條件トス

制限免除艦種

海軍水上補助艦艇ノ制限免除艦種ハ六月二十七日之ヲ討議シ左記暫定勸告成立セリ

(a) 基準排水量六百噸以下ノ一切ノ海軍水上戰闘艦艇ハ制限ヨリ除外ス

(b) 單艦基準排水量六百乃至二千噸ノ一切ノ海軍水上戰闘艦艇ハ制限ヨリ除外スヘシ但シ左記性能ノ何レニテモ之ヲ
有セサルコト

一、口徑六吋ヲ超ユル砲ヲ搭載ス

二、口徑三吋ヲ超ユル砲四門以上搭載ス

三、魚雷發射裝置ヲ有ス

四、計畫速力十八節ヲ超ユ

(c) 特ニ戰闘艦艇トシテ建造セルニ非ス又戰闘用トシテ平時政府ノ管理ニ歸シタルニモ非スシテ艦隊任務、運送船又
ハ其他ノ戰闘艦艇トシテ以外ノ目的ノ爲ニ使用セラルル一切ノ海軍艦艇ハ之ヲ制限ヨリ除外スヘシ但シ左記性能ノ何
レニテモ之ヲ有セサルコト

一、口徑六吋ヲ超ユル砲ヲ搭載ス

二、口徑三吋ヲ超ユル砲四門以上搭載ス

三、魚雷發射裝置ヲ有ス

四、計畫速力十八節ヲ超ユ

五、裝甲艦

六、機雷敷設裝置ヲ有ス

七、空中ヨリ飛行機ノ着艦裝置ヲ有ス

八、飛行機發射裝置ヲ中央線上ナラハ一基、舷側ナラハ各舷一基宛即チ二基以上有ス

(d) 特殊型ノ或現存艦艇ハ相互ノ合意ニ依リ艦名ヲ指示シテ制限ヨリ之ヲ除外ス

小型航空母艦級

小型航空母艦問題ハ持出サレタルモ後日ノ討議ニ留保スルコトナレリ

(一) 一切ノ各艦種ニ關スル總噸數制限

(一) 一切ノ各艦種ニ關スル總噸數制限

(二) 現狀ヨリ本條約ノ計畫スル最終狀態ニ移ラシムルカ爲ニ採用スヘキ方法

本委員會ニ代リ署名

(委員長、海軍中將 エフ、エル、フィールド)

第九、日本側聲明書

一九二七年七月八日

日本側ハ第一回總會ニ於ケル聲明書ニ於テ現存勢力ヲ以テ本會議ニ於テ定ムヘキ割當噸數ノ基礎トスヘキヲ力説セリ
日本側算定ヲ基礎トセハ英國水上補助艦艇勢力ハ四十七萬二千噸ナリ

米國側提案ニ依レハ英米各々四十五萬乃至五十五萬噸ナリ、尤モ米國ハ其ノ噸數ヲ更ニ低ク定ムルコトヲ歡迎スル旨言明セリ

吾人ノ目的ハ縮小ニ在ルヲ以テ米國提出ノ小噸數案ヲ以テ討議ノ基礎トセハ問題ノ解決ヲシテ迅速圓滿ナラシムルモノアルヘキヲ信ス故ニ若シ英米各四十五萬噸ヲ採用セハ吾人ハ三十萬噸余ヲ以テ日本割當噸數トシタシ日本ハ他國ト步調ヲ共ニセンカ爲低キ制限噸數ヲ承認セントスルノ用意アルモノナリ

尙日本側ハ潛水艦ニ付テハ七萬噸見當ヲ要求セントス

第十、補助艦ニ關スル英國側聲明書（巡洋艦及驅逐艦）

一九二七年七月七日

日本側カ幹部會ニ提出セント提議セル聲明書ニ關シ同書中ニ於テ日本側ハ英國水上補助艦艇ニシテ現存ノモノ建造中又ハ
計畫中ノモノノ總噸數ヲ合セ四十七萬二千噸即チ米國提案ノ總噸數制限案タル四十五萬噸ヨリ多少多クシタルカ該數字ハ
日本カ採用セル代換年齡ヲ基礎トセルヲ以テ英國ノ代換年齡即チ巡洋艦二十年驅逐艦十六年ヲ基礎トシテ算定セハ左ノ如
キ結果トナルヘシ

三千噸以上		三千噸以下	
隻數	噸數	隻數	噸數
A	四八	A	一六八
B	一二	B	二
A + B	六〇	A + B	一七〇
C	一二	C	二七
D	三	A + B + C + D	六九
	一四、五八〇		四五〇、二九六
	一一六、七四〇		一七三、〇六〇
	三五六、七七六		二、五四〇
	一〇八、一〇〇		一七五、六〇〇
	二四〇、〇三六		三八、八五〇
	一二六、七四〇		二六九

小計 二二四、四五〇
 總計 六六四、七四六

右表中Aハ既成艦Bハ建造中ノ艦艇Cハ協賛濟及既定計畫艦艇ニシテ未タ建造未着手ノモノDハA中ニ包含セラレCノ計畫遂行中代換年齡ニ達スルモノニシテ三千噸以上ノモノハ建造終了ノ時期一九一二年以前即チ艦齡二十年ニ達スルモノ三千噸以下ノモノハ一九一五年前ノ建造ニ係ルモノニテ即チ艦齡十六年ニ達スルモノナリ

潜水艦

日本ハ聲明書未句ニ於テ潜水艦總噸數七萬噸ヲ要求セシカ英國ハ專門委員會ニ於テ主張セシ七萬六千乃至八萬一千噸ヲ十一萬六千五百噸ニ引上クル旨ヲ記錄ニ止ムヘシトノ要求ヲナシタリ英國側ハ右ハ日米カ潜水艦ヲ二種ニ分類スルニ同意セス從テ協定噸數丈ニテハ攻撃力ノ大ナル大型潜水艦ヲ建造シ得サルニ基クモノナルコトヲ指摘セントス

第十一、英國巡洋艦、驅逐艦、潛水艦隻數、噸數及建造完成期日表 (英國側作成)

(一九二七年六月二十日日本提案第二項對照)

本表ハ米國側ノ提議形式ニ依リ英國側ノ作成セルモノナリ

水上艦艇		一、建造中ノ艦艇	
艦種	隻數	總噸數	完成期
巡洋艦	四	四〇、〇〇〇	一九二七
同	三	三〇、〇〇〇	一九二八
同	四	四〇、〇〇〇	一九二九

驅逐艦	二	二、五四〇	一九二七
巡洋水雷布設艦	一	六、七四〇	一九二七
二、協賛濟並豫算割當濟ナルモ未着手ノ艦艇			
巡洋艦	三	二八、三〇〇	
驅逐艦	一		
巡洋水雷布設艦	一		
三、既定計畫ナルモ豫算未計上ノ艦艇			
巡洋艦	九	七九、八〇〇	
驅逐艦	二七	三八、八五〇	
巡洋水雷布設艦	一		
四、既成艦艇			
巡洋艦	二	九、七二〇	一九一一
	一	四、八六〇	一九一二
	二	一〇、二四〇	一九一三
	二	一〇、二四〇	一九一四
	七	二七、三四〇	一九一五
	六	二五、一二〇	一九一六
	六	二五、四一〇	一九一七
	七	三七、三二六	一九一八

驅逐艦		潛水艦		合 計	
		一、建造中			
六	三二、一〇〇	一六八	一七三、〇六〇	一六八	
一	四、八五〇	二	二、九六〇	二	一九二五
四	一九、〇〇〇	三	三、一六五	三	一九二四
一	九、八六〇	一	一、一二〇	一	一九二三
二	一六、八七〇	二	二、〇二五	二	一九二二
一	七、一〇〇	三	三、一六五	三	一九二〇
一一	一一、三六〇	四二	四一、六四〇	四二	一九一九
三九	三九、八八五	六五	六七、七四〇	六五	一九一八
一一	一一、三六〇	三九	三九、八八五	三九	一九一七
一	一六、八七〇	一一	一一、三六〇	一一	一九一六
二	一六、八七〇	一	七、一〇〇	一	一九二六
一	九、八六〇				一九二五
四	一九、〇〇〇				一九二四
一	九、八六〇				一九二二
一	七、一〇〇				一九二六
二	一六、八七〇				一九二五
一	九、八六〇				一九二四
一	七、一〇〇				一九二六
一一	一一、三六〇				一九一六
三九	三九、八八五				一九一七
六五	六七、七四〇				一九一八
四二	四一、六四〇				一九一九
三	三、一六五				一九二〇
二	二、〇二五				一九二二
一	一、一二〇				一九二三
三	三、一六五				一九二四
二	二、九六〇				一九二五
一六八	一七三、〇六〇				一九二五

隻 數

總 噸 數

完 成 期

二、協賛濟並豫算割當濟ナルモ未着手ノモノ
 三、既定計畫ナルモ豫算未計上ノモノ
 四、既成艦

總 計		總 計	
六	九、二四〇	三二、七五一	
一八	二八、八〇〇	三、七五二	
三	二、四〇〇	一、六〇〇	一九二七
一一	八、八〇〇	三、三九五	一九二八
五	四、〇七〇	一、六〇〇	一九二九
五	五、四九〇	一、六〇〇	一九二〇
二	一、六七〇	一、六〇〇	一九二一
二	二、六五六	一、六〇〇	一九二三
二	一、六七〇	一、六〇〇	一九二四
二	三、三九五	一、六〇〇	一九二五
二	一、六〇〇	一、六〇〇	一九二六
三四	三一、七五一	一、六〇〇	一九二六

一九二七年六月二十一日

第十一、 a. 英國巡洋艦驅逐艦潛水艦隻數及噸數表 (英國側作成)

(一九二七年六月二十四日日本提案第二項對照)

本表作成上巡洋艦算定期日ハ一九二一年六月二十日驅逐艦及潛水艦ノソレヲ一九一五年六月二十日トシ其ノ後ノ建造ニ係ルモノノミヲ掲ケタリ

	(一)巡洋艦(註一)		(二)驅逐艦(註一)	
	隻數	噸數	隻數	噸數
一、既成艦	四八	二四〇、〇三六	一六八	一七三、〇六〇
二、建造中	一一	一一〇、〇〇〇	二	二、五四〇
三、豫算計上計畫(但未着手)	三	二八、三〇〇	—	—
四、既定計畫(豫算未計上)	九	七九、八〇〇	二七	三八、八五〇
合 計	七一	四五八、一三六	一九七	二一四、四五〇
(三)潛水艦				
隻數 噸數				
一、既成艦	三四	三一、七五一	—	—
二、建造中	三	四、一四五	—	—
三、豫算計上計畫(但未着手)	六	九、二四〇	—	—
四、既定計畫(豫算未計上)	一八	二八、八〇〇	—	—
合 計	六一	七三、九三六	一	六、七四〇
(四)巡洋水雷布設艦				
隻數 噸數				
註、(一) 此中「ダートマス」及「ウエイマス」ハ一九二七年十月艦齡滿期				

(二) 驅逐艦ハ嚮導驅逐艦ヲ含ム

噸數ヲ通シ華府基準排水量ヲ用フ

第十一、 b. 華盛頓條約第二章第二節修正表 (英國側作成)

(主力艦艦齡ヲ平均二十五年トシテ計算)

英 帝 國

年 度	艦起工代	艦完成代	廢 棄 艦 (括弧内ノ數字ハ艦齡)	保有總艦數
一九三一	C	I	「アイオン、デューク」(二〇)「マールボロー」(二〇)	一七
一九三二	D		「エムペラー、オブ、インヂヤ」(二一)「ペンバウ」(二一)	一七
一九三三	E		「タイガー」(二二)「クイン、エリザベス」(二二)	一七
一九三四	F	D	「ウオーアスパイト」(二二)「バルハム」(二二)	一五
一九三五	G		「マレヤ」(二二)「ロイヤル、サバレン」(二二)	一三
一九三六	H	E	「リヴェンヂ」(二三)	一一
一九三七	I	F	「レゾリューション」(二四)	九
一九三八	J	G		七
一九三九	K	H		六
一九四〇	L	I		五
				一〇

一九四一	一九四二	一九四三	一九四四	一九四五	一九四六
M	N	O			
J	K	L	M	N	O
「ロイヤル、オーク」(二五)	「リパルス」(二六)	「ヴァリアント」(二七)	「リナウン」(二八)	「ラミリーズ」(二八)	「フッド」(二六)
四	三	二	一		
一一	一二	一三	一四	一五	一五

二七六

亞米利加合衆國

一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
C	D	E	F	G	H	I	
艦工代	艦完成代						
廢棄艦 (括弧内數字ハ艦齡)							
「フロリダ」(二三)	「ユタ」(二四)	「ワイヨオミング」(二三)	「アーカンソー」(二四)	「テクサス」(二三)	「ニュー、ヨーク」(二三)		
一五	一五	一五	一四	一二	一一	九	
三	三	三	四	五	六	七	
保有總噸數	前ノ型	後ノ型	前ノ型	後ノ型	前ノ型	後ノ型	
八	九	〇	一	二	三	四	五

一九三八	一九三九	一九四〇	一九四一	一九四二	一九四三	一九四四	一九四五	一九四六
J	K	L	M	N	O			
艦工代	艦完成代							
廢棄艦 (括弧内數字ハ艦齡)								
「ネバダ」(二二)	「オクラホマ」(二二)	「アリゾナ」(二三)	「ペンシルベニヤ」(二四)	「ミシシッピ」(二四)	「ニュー、メキシコ」(二四)	「アイダホ」(二四)	「チネツシー」(二四)	「カリフォルニア」(二四)
七	六	五	四	三	二	一		
八	九	〇	一	二	三	四	五	一五
保有總噸數	前ノ型	後ノ型	前ノ型	後ノ型	前ノ型	後ノ型	前ノ型	後ノ型
八	九	〇	一	二	三	四	五	一五

日本

一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四
A	B	C		
艦工代	艦完成代			
廢棄艦 (括弧内數字ハ艦齡)				
金剛(二二)				
八	八	八	八	七
二	二	二	二	三
保有總噸數	前ノ型	後ノ型	前ノ型	後ノ型
二	二	二	二	三

二七七

一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	一九四一	一九四二	一九四三	一九四四	一九四五	一九四六
	D	E	F	G	H						
B	C	D	E	F	G	H					
比叻(二一)	榛名(二二) 霧島(二三)	扶桑(二四)	山城(二四)	伊勢(二五)	日向(二六)	長門(二六)					
六	六	四	四	三	三	二	一	一			
四	四	五	五	六	六	七	八	八	九	九	九

佛蘭西及伊太利

兩國カ主力艦代換年齡引上ニ同意スルニ於ハ華盛頓條約ニ於ケル其ノ代換計畫表ニ修正ヲ加ヘ現存主力艦艦齡ヲ平均二十年ニ引上クルヲ要ス

第十一、c. 英國水上補助艦艇隻數及噸數表 (英國側作成)

(一九二七年六月二十日提出米國提案對照)

注意(一) 艦齡、巡洋艦二十年、驅逐艦十五—十七年、潛水艦十二—十三年

- (二) 六百噸即チ華府基準排水量以下ノ驅逐艦除外
- (三) 潛水艦ハ總テ代換年齡ニ達セサルモノノミヲ包含ス
- (四) 「驅逐艦」中ニハ嚮導驅逐艦ヲモ含ム
- (五) 左表中(イ)ハ既成艦

(ロ) 建造中

(ハ) 豫算計上濟ノモノ(但未着手)

(ニ) 既定計畫(豫算未計上)ヲ示ス

巡洋艦	(イ)	隻數	噸數	合計
	(イ)	四八	二四〇、〇三六	
	(ロ)	一一	一一〇、〇〇〇	三五〇、〇三六
	(ハ)	三	二八、三〇〇	三七八、三三六
	(ニ)	九	七九、八〇〇	四五八、一三六
驅逐艦	(イ)	一六八	一七三、〇六〇	一七五、六〇〇
	(ロ)	二	二、五四〇	一七五、六〇〇
	(ハ)	一	一七五、六〇〇	二一四、四五〇
	(ニ)	二七	三八、八五〇	二一四、四五〇
	(イ)	五五	四〇、五四一	四四、六八六
	(ロ)	三	四、一四五	四四、六八六
	(ハ)	六	九、三四〇	五三、九二六
潛水艦				

巡洋水雷布設艦	(三) 一八	二八、八〇〇	八二、七二六
以上ノ表ハ凡テ華府協定基準排水量ニ基ク	(ロ) 一	六、七四〇	六、七四〇

第十一、d. 英國水上補助艦艇及潛水艦隻數及噸數表 (英國側作成)

(一九二七年六月二十日日本提案第二項對照)

水上補助艦	隻數	噸數
(一) 三千噸以上(代換年齡十六年)	A 四八	二四〇、〇三六
	B 一二	一一六、七四〇
	A+B 六〇	三五六、七七六
	C 一二	一〇八、一〇〇
	D 一六	七〇、二四五
	A+B+C+D 五六	三九四、六三一
(二) 三千噸以下(代換年齡十二年)	A 一六八	一七三、〇六〇
	B 二	二、五四〇
	A+B 一七〇	一七五、六〇〇
	C 二七	三八、八五〇
	D 一三四	一三六、六四〇
	A+B+C+D 六三	七七、八一〇

(一) 及 (二) ノAノ合計	二二六	四一三、〇九六
同 Bノ合計	一四	一一九、二八〇
同 Cノ合計	三九	一四六、九五〇
同 Dノ合計	一五〇	二〇六、八八五
總計(但シDヲ差引ク)	一一九	四七二、四四一
潛水艦	隻數	噸數
(代換年齡十二年) 各艦型ヲ含ム	A 五五	四〇、五四一
	B 三	四、一四五
	A+B 五八	四四、六八六
	C 二四	三八、〇四〇
	D 二九	一八、二四五
	A+B+C+D 五三	六四、四八一

以上ノ表中Aハ代換年齡ニ達セサル既成艦

B 建造中ノモノ

C 協賛濟及既定計畫ニ屬スル未着手ノモノ

D ハCニ示セル計畫實施中ニ代換年齡ニ達スヘキモノニシテA中ニ含マル、モノ

注意1、Cニ掲ケシ計畫完成期ハ巡洋艦一九三二年驅逐艦潛水艦一九三一年ニシテDニ掲ケシ艦艇三千噸以上ノモノハ

一九一六年六月二十日以前ノ建造ニ係リ三千噸以下ノモノハ一九一九年六月二十日以前ノ建造ニ係ルモノナリ

2、全體ヲ通シ華府協定基準噸數ヲ採用シタリ

第十二、第一回専門委員會ニ於ケル日本側質問ニ對スル米國側回答覺書

一九二七年六月二十二日

一九二七年六月二十二日専門委員會第一回會合ニ於テ米國提案ニ關シ日本側ノ尋シタル質問ニ對スル回答

一、問、貴方ノ見積リニ於テハ如何ナル種類ノ艦艇ヲ制限免除艦種(d)ノ種類ニ入ルルヤ承知シ度シ

答、艦艇ノ無制限級ハ米國提案ノ下ニ於テハ専門的協定ニ俟ツヘシ同級ニ關シ米國側ハ何等固定の提案ヲナスモノニ非スシテ只水上艦艇ノミニ限り之ヲ制限ヨリ免除セント提議スルモノナリ米國側ノ研究ニ於テ決定スル所ニ據レハ左記艦種ハ如何ナル協定制限ヨリモ除外シテ可ナルヘシ

(イ) 排水量六百噸ニ達セサル一切ノ戰鬪用海軍水上艦艇

(ロ) 排水量六百噸乃至三千噸ニシテ速力十七節未満ノ一切ノ水上戰鬪艦艇

(ハ) 左記ノ如キ排水量三千噸未満ニシテ速力十七節以上ノ或ル種現存艦艇

米國艦艇 九三八噸ノ假裝快走艇一隻

英國艦艇 總噸數六、〇九二噸ノ小水上艦六隻

日本艦艇 總噸數四、二〇〇噸ノ掃海船六隻

總噸數四、〇六三噸ノ小砲艦三隻

右艦艇ハ代換セス

(ニ) 戰鬪用トシテ特ニ建造セルニ非ス又戰鬪用トシテ平時政府ノ管理ニ歸シタルニモ非サル一切ノ艦艇ニシテ艦隊任務、運送船又ハ其ノ他戰鬪艦艇トシテ以外ニ使用セラルルモノ但左記性能ノ何レニテモ之ヲ有セサルコト

一、口徑五吋半ヲ超ユル砲ヲ搭載ス

二、總重量五百封度ヲ超ユル彈丸ヲ發射スル砲ヲ搭載ス

三、裝甲艦

四、魚雷若ハ機雷發射若ハ敷設ニ適ス

五、空中ヨリ飛行機ノ着艦裝置ヲ有ス

六、速力十七節ヲ超ユ

(ホ) 左記現存特殊艦艇

米國艦艇、各三、八〇〇噸ノ老齡水雷敷設艦二隻

英國艦艇、總噸數三四、二七〇噸ノ「モニター」艦五隻

日本艦艇、總噸數一七、六八五噸ノ老齡水雷敷設艦二隻

總噸數二八、二五八噸ノ老齡練習艦二隻

右艦艇ハ代換セス

二、問、驅逐艦ノ排水量ヲ六百噸以上ニ又速力ヲ十七節以上ニ定メタルニ付テハ特別ノ理由アリヤ

答、本驅逐艦級ニ付設ケシ制限ハ寧ロ自然的制限ナリ米國案ノ趣旨ハ驅逐艦ハ排水量三千噸若クハ排水量六百噸ナルヘシト云フニ非スシテ寧ロ驅逐艦ニシテ總噸數ニ於テ制限ヲ受クヘキモノハ上ハ排水量三千噸下ハ排水量六百噸ノ制限ニ依リ限定スヘシトスルニアリ米國代表ハ六百噸乃至一萬噸ノ間ニ於テ制限ノ拘束ヲ受ケサル特別ノ排水量ヲ無カラシムルカ如キ噸數制限ヲ設ケ度キ希望ナリ右以外ニ於テハ驅逐艦級ト巡洋艦級間及驅逐艦級ト制限免除艦級トノ間ニ區別ヲ設ケシ特別ノ理由アルニ非ス米國提案ハ嚴密ノ意義ニ於ケル巡洋艦以外ノ艦艇ニシテ巡洋艦級制限内ニ含マルルコトアリ又嚴密ノ意義ニ於ケル驅逐艦若クハ嚮導驅逐艦以外ノ艦艇ニシテ巡洋艦級ノ總

噸數ニ關スル制限内ニ包含セラルルコトアルヲ認メシヲ知ルヘシ

三、問、所定代換年齡ニ付テハ特別ノ理由アリヤ驅逐艦及潛水艦ノ代換年齡ニ付二個ノ異ナル數字ヲ舉ゲシ理由如何

答、所定代換年齡ニ付テハ經驗ノ外他ニ理由無シ同年齡ハ華府ニ於テ專門家カ米國海軍ノ經驗ヲ考慮シタル後割出シタルモノニシテ華府ニ於テ決定ノ年齡ハ米國提案中ニ掲ケシモノナリ右年齡ハ此等艦種ニ屬スル艦艇ノ役立ツヘキ壽命ニ關シ我々カ知ル最良ノ經驗ヲ代表スルモノナリ

驅逐艦及潛水艦ノ代換年齡ニ付二個ノ異ナル數字ヲ舉ゲシ理由ハ米國ノ受諾シ得ル代換年齡ノ限度ヲ示サントセシニ在リ例之驅逐艦ノ代換年齡トシテ十五年、十六年若クハ十七年ハ受諾スルコトアルヘシ

四、問、各艦種ニ付各國ニ割當ツヘキ噸數ノ割出方及各艦種ニ付二個ノ異ナル噸數ヲ如何ニシテ適用スヘキカ御説明願ヒ度シ

答、各艦種ニ對スル二個ノ噸數ハ單ニ制限ノ見積リニ過キスシテ其限度内ニ於テ會議諸國カ受諾シ得ヘキ總噸數ノ制限ヲ見出サント欲セシナリ

各艦種ニ對スル噸數ハ華府條約ノ原則ニ從ヒ數國ノ各々ニ適用スヘシ例之米國ニ對シ巡洋艦三十萬噸ヲ許容セハ英國ニ對シテハ同量噸數ヲ認メ日本ニハ十八萬噸ヲ許スヘシ若シ米國ニ對シ二十七萬五千噸ヲ許容セハ英國ニハ同量日本ニハ十六萬五千噸ヲ認ムヘシ

五、問、過渡期中現存巡洋艦及驅逐艦ノ噸數ヲ合算シテ考慮スル理由御説明願ヒ度シ

答、過渡期中現存巡洋艦及驅逐艦ノ噸數ヲ合算シテ考慮セシ理由ハ左記二點ニアリ

一、一艦種ニ於テ比較的良好ナル艦艇ヲ廢棄シ之ニ代ヘ他艦種ニ於テ艦艇ヲ建造スルヲ防止スルコト

二、過渡期中三國ノ海軍力ヲ出來得ル限り合理的ニ調整シテ行クコト

第十三、制限外艦種ニ關スル各國提案比較表（英國側作成）

（a）日、排水量七百噸ヲ越ヘサル水上艦艇

英、排水量四百噸未満ニシテ三吋ヲ超ユル備砲ヲ有セサルコト

米、排水量六百噸未満ノ水上戦闘用艦艇

（b）日、（C参照）

英、排水量千五百噸及其以下ノモノニシテ五吋ヲ越ユル備砲ヲ有セズ又ハ武器トシテ水雷ヲ使用セザルモノ

米、排水量六百乃至三千噸ニシテ速力十七節以下ナル戦闘用水上艦艇

（c）日、三吋以上六吋以下ノ備砲四門以下ヲ有シ速力二十節ヲ越ヘサル水上艦艇、但シ以上ノ武装ニ加フルニ三吋ヲ

越ヘサル備砲ハ幾門ニテモ之ヲ裝備スルコトヲ得

英、計畫速力二十節備砲六吋以下ニシテ、武器トシテ水雷ヲ使用セサル水上艦艇

米、艦隊勤務、軍隊輸送其ノ他直接戦闘外ノ勤務ニ服スルモ特ニ戦闘用トシテ建造セラレサルモノ又ハ戰爭ノ用ニ供スルノ目的ヲ以テ平時政府ノ管理ニ屬セサルモノハ左ノ條件ヲ備ヘサル場合ニ於テ制限外トス

一、備砲五吋半以上

二、總量五百封度以上ノ砲彈發射裝置

三、裝甲

四、魚雷又ハ敷設水雷發射設備

五、飛行機着艦設備

六、速力十七節以上

- (d) 日、排水量七百噸以下ノ潛水艦
英、制限外潛水艦ヲ設ケサルコト
米、英國案ニ同シ
- (e) 日、一萬噸以下ノ航空母艦
英、提案ナシ
米、提案ナシ

第十四、米國艦艇一覽表

(華府基準噸ニ依リ米國側作成)

左記六百噸以上ノ現存米國所有艦艇基準噸ハ通常排水量ヨリ燃料及豫備罐水ノ重量ヲ除去シタル概數ニシテ右基準排水量ハ最近ノ算定ニ係ルヲ以テ重量變化ヲ差引カス
通常排水量トハ米國ノ標準ニ從ヒ機關ヲ据付ケ航海準備完成シ齊備品、武器彈藥及燃料ノ通常搭載量ヲ有スル艦艇ノ排水量ヲ云フ

輕巡洋艦(第一線)

- 一、協賛濟並豫算割當濟
噸數 艦名
一〇、〇〇〇 第二六號乃至第三一號
二、建造中
一〇、〇〇〇 「ペンサコラ」、「ソルト、レイク、シチー」

三、既成

- 六、六〇〇
噸數 艦名
「オマハ」、「ミルウオーキー」、「シンシナチ」、「ラレイ」、「デトロイト」、「リチモンド」、「コンコード」、「トレントン」、「マーブルヘッド」、「メンフィス」

巡洋艦(第二線)

- 既成
噸數 艦名
七、四〇〇 「ロチエスター」
一二、七一一 「ビッツバーク」、「ハンチントン」、「ベープロ」、「フレデリック」、「ヒューロン」、
一三、五三四 「シヤトル」、「シヤルロツト」、「ミヅーラ」
九、〇〇〇 「チャールストン」、「セントルイ」

輕巡洋艦(第二線)

- 既成
噸數 艦名
三、二〇九 「チエスター」、「バーミンガム」、「セールム」
五、四六五 「オリムピヤ」
二、六九三 「デモイン」、「チャタヌーガ」、「ガルヴエストン」、「クリーヴランド」
二、九八三 「ニュー、オルレアンズ」、「オルバニー」

驅逐艦(第一線)

一、既

噸數	艦名
七九七	「ダンカン」
八一九	「エイルウイン」、「バーカー」、「ベンハム」、「バルチ」
八三二	「オブライアン」、「ニコルソン」、「ウインスロウ」、「カツシング」
八五四	「ワッツワース」
九〇五	「サムブソン」、「ロワン」
八六五	「アレン」
九三九	「コールドウエル」、「クレイヴン」、「グイン」、「コンナー」、「ストックトン」、「マンレイ」
九九〇	「ウイックス」、「ファイリッツ」、「エヴァンス」
一、〇二七	「リッツル」、「キムバリ」、「シガーネー」、「グレゴリー」、「ストリンガム」、「ダイアー」
	「カルフーシ」、「スチブンス」、「マクキー」、「ロビンソン」、「リングゴールド」、「マクキー」
	「ハーデング」、「グリドレイ」
九九〇	「フエイアファックス」、「テイラー」
一、〇二七	「ベル」、「シュレー」、「チャムブリン」、「マグフォード」、「チュー」、「ヘイゼルウッド」、「ウイリアムス」、「クレーン」
九九〇	「ラスバーン」、「タルボット」、「ウオーターズ」、「デント」、「ドルセー」、「リー」
一、〇四九	「ラムバートン」、「ラッドフォード」、「モントガメリー」、「ブリーズ」、「ガムブル」、「ラムズエイ」

一、〇四七
九九〇

一、〇四七
一、〇二七

一、〇四九
一、〇五一

「タットナル」、「バツチャー」、「ツウイッグス」、「バビット」、「デュコブ、デョーンズ」
「ブカナン」、「アーロン、ウアード」、「ヘル」、「クラウニンシールド」、「チルマン」、「ボ
ッグス」、「キルチー」、「ケニソン」、「ウアード」、「クラクストン」、「ハミルトン」、「ター
ベル」、「ヤーナル」、「アブシャー」、「グリーア」、「エリオット」、「ローバー」、「ブレッキ
ンリッヂ」、「バーネー」、「ブレイクレー」、「ビツドル」、「デューボント」、「バーナヅウ」
「エリス」、「コール」、「デエー、フレッド、タルボット」
「デツカーソン」、「リーリー」、「シエンク」、「ハーバート」
「バーマー」、「サツチャー」、「ウオーカー」、「クロスビー」、「メレデス」、「ブツシ」、「コウ
エル」、「マドックス」、「フート」、「カーク」、「マッケンジー」、「レンシヤウ」、「オバンノ
ン」、「ホーガン」、「ハワード」、「スタンズベリー」
「ホーブウエル」、「トーマス」、「ハラデン」、「アボット」、「バツグレイ」
「クレムソン」、「ダールグレン」、「ゴールツボロー」、「セムズ」、「サッターリー」、「メーソ
ン」、「アベル、ビー、アッブシャー」、「ハント」、「ウエルボーン、シー、ウッド」、「デョーヂ、
イー、バツチャー」、「ブランチ」、「ハーンドン」、「ダラス」、「チャンドラー」、「サザード」
「ホグイ」、「ロング」、「ブルーム」、「アルデン」、「スミス、トムブソン」、「バーカー」、「ト
レーシー」、「ボリー」、「ジョン、デイ、エドワーズ」、「ホイッブル」、「パロツト」、「エツツ
オール」、「マクライシ」、「シムブソン」、「バルマー」、「マクコミツク」、「スチューアー
ト」、「ボーブ」、「ベアリー」、「ビルズベリー」、「デヨン、テイ、フォード」、「トラツクスタ
ン」、「ボール、ジョーンズ」、「ハットフィールド」、「ブルックス」、「ギルマー」、「フォツク

ス」、「ケイン」、「ハンフリーズ」、「マクファアランド」、「ヂエイムス、ケー、ボールデング」
「オヴァートン」、「スタートヴァント」、「チャイルド」、「キング」、「サンド」、「ウイリアム
ソン」、「ルーベン、ヂエイムス」、「ベインブリッジ」、「ゴッフ」、「バリー」、「ホブキンス」
「ローレンス」、「ベルクナツプ」、「マククツク」、「マクカラ」、「ロツヂヤース」、「オスモン
ド、イングラム」、「バンクロフト」、「ウエルス」、「オーリック」、「ターナー」、「ギリス」、「マ
クダーマツト」、「ラウプ」、「マクラムハン」、「エドワーズ」、「グリーン」、「バラード」、「シ
ュープリック」、「ベイリー」、「ソイントン」、「モリス」、「ティンヂエー」、「スウエンズイ」
「ミード」、「シンクレア」、「マクコレイ」、「ムーデイ」、「ヘンショウ」、「メイアー」
「ドイアン」、「シャキー」、「タウセイ」、「ブレック」、「イシャークウツド」、「ケイス」、「ラ
ーナー」、「ブットナム」、「ウオーデン」、「フラツサー」、「デイル」、「コンヴァース」、「レ
イド」、「ピリングスレイ」、「チャールス、オースバーン」、「オスボーン」、「バーシバル」、「ヂ
ヨン、フランシス、バーンズ」、「フアラグツト」、「ソマーズ」、「ストツダート」、「レノ」、「フ
アーカー」、「ソムブソン」、「ケネデイ」、「ボールハミルトン」、「ウイリアム、ヂョーンズ」
「ズエイリン」、「ヤーボロー」、「ラ、ヴァレット」、「スロート」、「ウツド」、「シャーク」、「キ
ツダー」、「セルフリツヂ」、「マーカス」、「マーヴィン」、「チエイズ」、「ロバート、スミス」
「マラニー」、「ゴラン」、「プレストン」、「ラムソン」、「ブルース」、「ハル」、「マクドノ
ー」、「フアーレンホルト」、「サムナー」、「コリー」、「メルヴィン」、「リツチフィールド」
「ゼーン」、「ワスマス」、「トレヴァー」、「ペリー」、「ディカタール」、「ハルバート」、「ノア」
「ウイリアム、ビー、プレストン」、「ブレーブル」、「シカード」、「ブルイット」

驅逐艦(第二線)

既 成
噸 數
六四九
艦 名
「ドレイトシ」、「バーキンス」、「ステレット」、「ワリントン」、「メイラント」、「ウオーク」
「ヂャーヴィス」、「ヂエンキンズ」

輕装機雷布設艦

既 成
噸 數
一、〇二七
艦 名
「ストリプリング」、「マレイ」、「イズラエル」、「ルース」、「モーリー」、「ランスタイル」、「マ
ハン」、「ハート」、「イングラム」、「ルドロウ」、「バーンス」、「アントニー」、「スプロスト
ン」、「リザル」

機雷布設艦(第二線)

既 成
噸 數
四、〇二六
四、〇六〇
四、二八六
艦 名
「ボルチモア」
「サン、フランシスコ」
「アルーストツク」、「シヨーマツト」

潛水艦(第一線)

既 成		艦 名
噸 數		
八一六	S 一號	
七五一	S 二號	
八二二	S 三、四、六、七、八、九號	
八〇八	S 一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七號	
八一六	S 一八、二〇乃至四一號	
八四五	S 四二號乃至四七號	
九一五	S 四八號乃至五一號	
潜水艦(第二線)		

既 成		艦 名
噸 數		
三四一	H 二號及三號	
三六一	K 一號乃至八號	
四一九	L 二、三、九、一一號	
三二八	N 一號乃至三號	
四八七	O 一乃至四號及六乃至一〇號	
四五一	O 一一乃至一六號	
四五三	R 一乃至二〇號	

一、建 造 中		艦 名
噸 數		
四六二	R 二一乃至二七號	
三四〇	H 四乃至九號	
艦隊潜水艦(第一線)		

二、既 成		艦 名
噸 數		
二、八二二	V 五、六號	
一、〇二六	T 一、二、三號	
一、九六〇	V 一、二、三號	
艦隊潜水艦(機雷布設型)		

建 築 中		艦 名
噸 數		
二、七六九	V 四號	
巡邏艦—砲艦		

既 成		艦 名
噸 數		
一、二八二	「ヘレナ」	
一、一四一	「サクラメント」	
一、二七〇	「アシャーヴィル」、「チユルサ」	
五二六	「エルカノ」	

巡邏船—假裝商船

既	成	一〇、八一三	「アークチック」、「ボリーズ」、「ユコン」
		噸數	炭 艦
既	成	一七、三八〇	「ネブチューン」
		噸數	艦 名
既	成	一六、九八〇	「プロチュース」、「ネリユース」
		噸數	油 艦
既	成	一七、一五〇	「オリオン」、「ヂエソン」
		噸數	油 艦
既	成	一二、九一六	「カナワ」、「モミー」、「キユイヤマ」
		噸數	油 艦
既	成	一三、二一六	「ブラズス」
		噸數	油 艦
既	成	一三、六八五	「ネチエス」、「ベコス」
		噸數	油 艦
既	成	五、一五三	「サラ、トムブソン」
		噸數	油 艦
既	成	一五、三〇四	「バトカ」、「サベロ」、「ラマボ」
		噸數	油 艦
既	成	一五、五〇四	「トリニチー」
		噸數	油 艦
既	成	三、七〇〇	「ロバート、エル、バーンズ」
		噸數	油 艦
既	成	一三、〇六二	「カウイー」、「ララミー」、「マツトール」
		噸數	油 艦
既	成	一五、五〇四	「ラビダン」、「サリナス」、「セバルガ」、「チツベカノー」
		噸數	油 艦
既	成	九、八九三	「バイロ」、「ニトロ」
		噸數	油 艦

既 貨物船

既	成	二、九〇四	「キツテリー」
		噸數	貨物船
既	成	九、八七〇	「カペラ」
		噸數	貨物船
既	成	九、一五六	「レギュラス」
		噸數	貨物船
既	成	九、八七〇	「シリウス」、「スビカ」、「ヴェガ」
		噸數	貨物船

既 運送船

既	成	八、六六〇	「ヘンダーソン」
		噸數	運送船
既	成	八、九六四	「シヨームン」
		噸數	運送船

既 掃海艇

既	成	八四〇	「ラブウイング」、「アウル」、「ロビン」、「スワロー」、「タネイヂャー」、「オリオル」、「フィ
		噸數	掃海艇
既	成	八四〇	「ンチ」、「ヘロン」、「ターキー」、「ウツドコック」、「クエイル」、「バートリッヂ」、「エイダー」
		噸數	掃海艇
既	成	八四〇	「スラツシ」、「アヴオセツト」、「ボツブリンク」、「ラーク」、「ウイッヂヤン」、「テイル」、「
		噸數	掃海艇
既	成	八四〇	「ブランド」、「キングスフィツシャー」、「レイル」、「ペリカン」、「ファルコン」、「シーガ
		噸數	掃海艇
既	成	八四〇	「ル」、「ダーン」、「ペンギン」、「スワン」、「ウイッポーウイル」、「ビツターン」、「サンダー
		噸數	掃海艇
既	成	八四〇	「リング」、「チュウインク」、「コモラント」、「ガンネット」、「グリーンブ」、「マラード」
		噸數	掃海艇

「オルトラン」、「ビーコック」、「ビヂョン」、「サンドバイバー」、「ヴィレオ」、「ウアーブラー」、「ウイレット」

雜 種 艦

既 成

一、八〇四

「ハンニバル」

八六二

「ゼネラル、アラバ」

九、八七〇

「アンタレス」、「プロシオン」

九、一五六

「ゴールド、スター」

分 類 外 艦 艇

九一〇

「アナポリス」

九八一

「デユブク」、「バヂユカー」

九一〇

「ニューボート」

八七〇

「ホイーリング」

一、二八二

「ウイルミントン」

五、四六〇

「ブリアークリッフ」、「ニュートン」

第十五、英本國及自治領艦艇一覽表

(華府協定標準條件ニ基キ英國側作成)

一、建 造 中

(イ) 戦 闘 艦

基準排水量(噸)

三五、〇〇〇

艦 名
「ネルソン」、「ロドネイ」

(ロ) 巡 洋 艦

「ケント」級

一〇、〇〇〇

「ベリック」、「カムバーランド」、「サッフオーク」、「コーンウォール」、「ケント」、「オーストラリア」(濠洲海軍)、「カンベラ」(同上)

「ロンドン」級

一〇、〇〇〇

「ロンドン」、「デヴォンシャイヤ」、「シユロプシャイヤ」、「サセックス」、「ノーフォーク」、「ドーセットシャイヤ」

八、四〇〇

「ヨーク」

(ハ) 航空母艦

五、〇〇〇

「アルバトロス」(濠洲海軍)

(ニ) 驅 逐 艦

一、三三〇

「アマゾン」

一、二一〇

「アムバスケード」

(ホ) 潛 水 艦

一、三四五

「オベロン」

一、四〇〇

「オクスレー」(濠洲海軍)、「オトウエイ」(同上)

一、五四〇

「オディン」、「オリムパス」、「オルフェーズ」、「オシリス」、「オスワルド」、「オタス」

二、既 成

(イ) 戦 闘 艦

「ロイアル、サバリン」級

二九、一五〇

「ラミリーズ」、「リヴェンデ」、「レズリューション」、「ロイアル、オーク」、「ロイアル、サバリン」

「クイン、エリザベス」級

三〇、〇〇〇

「バーナム」(「アンバルヂト」、「マレヤ」)(同上)

三一、一〇〇

「ヴァリアント」(「アンバルヂト」、「クイン、エリザベス」(「バルヂド」、「ウォーアスバイト」)(同上)

「アイアン、デューク」級

二六、二五〇

「ベンボウ」、「エムベラー、オブ、インデア」、「マールボロー」、「アイアン、デューク」

(ロ) 巡 洋 戦 艦

四二、一〇〇

「フッド」

「リバルス」級

三二、〇〇〇

「リナウン」、「リバルス」

二八、九〇〇

「タイガー」

(ハ) 巡 洋 艦

E 級

七、一〇〇

「エメラルド」、「エンタープライズ」

D 級

四、八五〇

「ドントレス」、「ダネー」、「デルハイ」、「デスバッチ」、「ダーバン」、「ドラゴン」、「デュネデン」(新西蘭海軍)、「デオミード」(同上)

改良「バーミンガム」級

九、八〇〇

「ホーキンス」

九、九九六

「ヴァインデクチープ」

九、八六〇

「フロビシャー」

九、七七〇

「エフィンガム」

「カーリスル」級

四、二〇〇

「カイロ」、「カルカタ」、「ケープタウン」、「コロムボ」、「カーリスル」

「シーアズ」級

四、二九〇

「カーデフ」、「シーアズ」、「カヴェントリー」、「キュラッソー」、「カリリユウ」

「カレドシ」級

四、一八〇

「カレドシ」、「カリブソ」、「カラドツク」

「セントール」級

四、二二〇

「セントール」、「コンコード」

「カムブリアン」級

三、九二〇

「カリオーブ」、「カムブリアン」、「カンタベリ」、「カस्ता」、「チャムピオン」、「コンスタンズ」

「カラライン」級

三、八九五

「チャサム」級

五、一二〇

「カリスフォート」、「クレオボトラ」、「コマス」、「コンクエスト」
「ロウエストフト」、「バーミンガム」、「メルボルン」(濠洲海軍)、「シドニー」(同上)、「ブリスベン」(同上)

「ウェイマス」級

四、八六〇

五、一〇〇

「ヤーマス」、「ダートマス」、「ウェイマス」
「アデレイド」(濠洲海軍)

(ニ) 航空母艦

一〇、八五〇

二二、六〇〇

二二、四五〇

二二、五〇〇

一四、〇〇〇

三、一五〇

六、九〇〇

「ハーミス」
「イーグル」
「フューリアス」
「カレヂャス」、「グロリアス」
「アーガス」
「ペガーサス」
「アーク、ロイアル」

(ホ) 嚮導驅逐艦

「スコット」級

一、五三〇

「ブルース」、「キャンベル」、「ドーグラス」、「マッケイ」、「マルコム」、「モントローズ」、

「スチュアート」

「シェイクスピア」級

一、四八〇

「ブローク」、「ケッペル」、「シェイクスピア」、「スペンサー」、「ウァラス」

「ケムベムフェルト」級

一、三一〇

「アブデール」、「アンザック」(濠洲海軍)、「グレンヴィル」、「ソーマレズ」、「シーモア」

(ヘ) 驅逐艦

特別級(濠洲海軍)

五六五

「ヒュオン」、「バラマッタ」、「トロンス」、「ワレゴ」、「ヤラ」、「スワン」

「ソーニクロフト」M級

八六〇

「バトリシアン」(加奈陀海軍)、「バトリオット」(同上)

「アドミラルティ」R級

九〇〇

「レストレス」、「ロモラ」、「ロウイナ」、「サルモン」、「スケイト」、「スターフィッシュ」、「タシクレッド」、「テムベスト」、「テネイシャス」、「テトラーチ」、「ジスビ」、「スラスト」、「トウメンタ」、「トリッド」

變型「アドミラルティ」R級

九一五

「タウアー」、「トレンチャント」、「アルスター」、「アムバイア」、「アンデイン」、「アーチン」

「アーシュラ」

「ソーニクロフト」R級

九〇五

「タウラス」、「ティザー」

「ヤロウ」R 級

七六〇

「タイラント」

「アドミラルティ」S 級

九〇五

「セイバー」、「サラディン」、「サードニクス」、「シミター」、「スコツマン」、「スカウト」、「サイス」、「シーベア」、「シーファイア」、「サーチャー」、「シーウルフ」、「セネター」、「シーボイ」、「シラフ」、「セラビス」、「セリン」、「セゼーム」、「シャムロック」、「シヤーク」、「シカリ」、「シムーン」、「サダー」、「ソナム」、「スバロホーク」、「スビンドリフト」、「スブレンディッド」、「スボーチーヴ」、「スタルウアート」(濠洲)、「ステッドファスト」、「スターリング」、「ストームクラウド」、「ストレニユアス」、「ストロングホルド」、「スターディ」、「サクセス」(濠洲)、「スウオロウ」、「ソーヅマン」(濠洲)、「タクティシャン」、「タラ」、「タスマニア」(濠洲)、「タツツウ」(同上)、「テネドス」、「サネット」、「スラシアン」、「ティルベリ」、「ティンターゲル」、「トリビュン」、「トリニダド」、「トロヂェン」、「ツルアント」、「トラスティ」、「タービュレント」

「ソーニクロフト」S 級

九〇五

「トウベイ」、「レドロー」、「ツルマリン」

「ヤロウ」S 級

七九〇

「トーチ」、「トマホーク」、「タマルト」、「ツルキース」、「タスカン」、「ティリアン」

「アドミラルティ」V 級

一、〇九〇

「ヴァレンティン」、「ヴォーキリー」、「ヴァルハラ」、「ヴァロラス」、「ヴァムバイア」、「ヴァンク

ーバ」、「ヴァンセッサ」、「ヴァニチー」、「ヴァノク」、「ヴァンクイシャ」、「ヴェクティス」、「ヴェガ」、「ヴェロックス」、「ヴェンデッタ」、「ヴェネチア」、「ヴェンチュラス」、「ヴェルダン」、「ヴァーサチール」、「ヴェスパー」、「ヴィデット」、「ヴィメラ」、「ヴァイオレント」、「ヴィヴェイシヤス」、「ヴィヴァン」、「ヴォーチジャン」

「ソーニクロフト」V 級

一、二一〇

「ヴァイセロイ」、「ヴァイカウント」

「アドミラルティ」W 級

一、二一〇

「ヴォエイヂャー」、「ウエイクフル」、「ウオーカー」、「ワルボール」、「ワルラス」、「ウォーアウィク」、「ウォッチマン」、「ウォーターヘン」、「ウエセックス」、「ウエストコット」、「ウエストミンスター」、「ホワールウインド」、「ホイットレイ」、「ウインチェルシー」、「ウインチェスター」、「ウインドソウ」、「ウルフハウンド」、「レストラー」、「ライネック」

變型「アドミラルティ」T 級

一、二一〇

「ヴァンシタート」、「ヴェノマス」、「ヴェリタイ」、「ヴェテラン」、「ヴォランティヤ」、「ワンダラー」、「ホワイトホール」、「ホイットセッド」、「ワイルドスワン」、「ワイザリントン」、「ワイヴァン」、「ウルヴェリン」、「ウースター」、「レエン」

「ソーニクロフト」W 級

一、二一〇

「ウォルセイ」、「ウォルストン」

變型「ソーニクロフト」W 級

一、二四〇

「ウィシャート」、「ウィッチ」

(ト) 潜水艦

X 級	二、五二五	X 一號
R 級	四〇五	R 四號、一〇號
M 級	一、五一〇	M 二號、三號
L 級	八〇〇	L 一乃至八號 同 一、一二號 同 一四乃至二三號 同 二五乃至二七號 同 三三號 L 五二乃至五四號 同 五六、六九、七一號
K 級	一、七八六	K 二六號
H 級	四二〇	H 二二乃至二五號

(チ) 「スループ」

同 二七、二八號
同 三〇乃至三四號
同 四三、四四號
同 四七乃至五〇號

「アンチュサ」級

「プリオニ」、「クリサンゼマム」、「ヘーアベル」

「オープレチイア」級

「ヒーザー」

「アラビス」級

「コーンフラウアー」、「クローカス」、「シクラメン」、「デルフィニアム」、「ヂェラニアム」
(濠洲)、「ゴデティア」、「マーゲリット」(濠洲)、「ローズメリー」、「スナップドラゴン」、
「ヴァービナ」、「ウォールフラウアー」、「ウステリア」
「ルービン」

「アゼリア」級

「クレマティス」、「ヘリオトロープ」

「アカシア」級

「ブルーベル」、「ダッフォディル」、「ダリア」、「フォクスグローブ」、「ホリホック」、「ラバー
ナム」、「マグノリア」、「マロウ」(濠洲)、「ヴェロニカ」、第二「バルカン」

「二四」級

一、〇九〇

「ラダズ」、「サー、ユーゴー」

(リ) 雙螺旋推進機附掃海艇

七一〇

「アバーデア」、「アビンドン」、「アルベリ」、「アルレスフォード」、「バッドミントン」、「バグショット」、「バースレム」、「カーステアズ」、「ケイターハム」、「ダービー」、「ドーキング」、「ダンダーク」、「ダヌーン」、「エルデン」、「フェアハム」、「ファーマイ」、「フォード」、「フォレス」、「ゲインスボロー」、「グレットナ」、「ハロウ」、「ハントレー」、「ケンダル」、「リーミントン」、「リッド」、「マルヴァーン」、「マラジョン」、「マールロウ」、「ミストレイ」、「ニューウアーク」、「ノーソルト」、「バンバーン」、「ピータースフィールド」、「ロス」、「ソルトアッシ」、「ソルトバーン」、「セルカーク」、「シャーボルン」、「フタッフオード」、「ストーク」、「サットン」、「ティヴァートン」、「トンブリヂ」、「トレイリー」、「テュルロ」、「ウェイボルン」、「クイドネス」、「ヨーヴィル」

「テッドウォース」

六七五

(ヌ) 巡 邏 船

六一〇

P、C、七四號

「ダート」(前P、C、七三號)

五六〇

P、五九號、四〇號、「スベイ」(前P三八號)

(ル) 「モニター」

七、二〇〇

「エレバス」、「テラー」

六、四〇〇

「マーシャル、スールト」

(オ) 機雷布設艦

六、七四〇

「アドヴェンチュア」